

＜報道発表資料＞

カテゴリー:危機管理

令和7年12月29日

高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の発生について (県内1例目)

本日（12月29日）、嵐山町の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が確認されました。

1 疑い事例発生農場

(1) 農場の所在地

嵐山町

(2) 飼養羽数

約24万羽（採卵鶏）

2 経過

(1) 本日（12月29日）、当該農場から川越家畜保健衛生所に異常（死亡羽数の増加）の通報があり、家畜防疫員が立入検査を実施しました。

(2) 当該農場の死亡鶏及び飼養鶏についてA型インフルエンザ簡易検査を実施した10羽全て陽性でした。

3 県の対応

(1) 今後、中央家畜保健衛生所で精密検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確定された場合、速やかに防疫措置を開始します。

(2) 明日（12月30日）8時30分から、知事を本部長とする「第1回埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部会議」をオンラインで開催し、府内の情報共有を図る予定です。

4 その他

- ・我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特にヘリコプターやドローン等を使用しての取材は防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むようお願いします。
- ・今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いします。